

## 調査概要

日本看護協会は、「看護職の夜勤・交代制勤務ガイドライン」の普及状況、および看護職が働き続けられる労働環境・労働条件を検討する資料を得る目的で、全国の病院を対象に『看護職の夜勤・交代制勤務ガイドライン』の普及等に関する実態調査を実施しました。調査の概要および回答施設の属性などは以下の通り。

### 1. 調査の概要

- 1) 調査期間 2014年1月31日～2月21日
- 2) 調査方法 自記式調査、郵送配布・回収
- 3) 調査対象 全国の8,633病院、回収数3,564件（回収率41.3%）

### 2. 回答病院の属性

- 1) 都道府県：「北海道」7.3%、「東京都」5.7%、「大阪府」4.9%、「福岡県」4.4%、「神奈川県」4.3%、「兵庫県」3.6%、「広島県」3.5%、「愛知県」3.2%など
- 2) 設置主体：「医療法人・個人」56.5%、「都道府県・市町村・地方独立行政法人・公立大学法人」16.0%、「公的医療機関」6.2%、「国」4.7%、「公益社団法人・公益財団法人」3.1%、「社会保険関係団体」2.0%、「学校法人」2.0%など
- 3) 病床規模（許可病床）：「99床以下」29.0%、「100～199床」32.8%、「200～299床」14.1%、「300～399床」10.5%、「400～499床」5.7%、「500床以上」7.6%、平均215.4床
- 4) 病床種別（最も多い病床）：「一般病床」61.0%、「療養病床」21.5%、「精神病床」12.2%、「その他」2.9%
- 5) 夜勤形態：「三交代制」28.4%、「二交代制」62.5%、「三交代制と二交代制のミックス」6.0%など

### 3. 回答病院の看護職員の状況

- 1) 常勤職員：「50人未満」32.7%、「50～100人未満」27.1%、「100～150人未満」11.9%、「150～200人未満」7.0%、「200～300人未満」7.6%、「300～400人未満」4.2%、「400～500人未満」2.6%、「500人以上」5.1%
- 2) 正規職員：「50人未満」30.2%、「50～100人未満」23.0%、「100～150人未満」10.0%、「150～200人未満」6.2%、「200～300人未満」6.3%、「300～400人未満」3.6%、「400～500人未満」2.2%、「500人以上」4.3%
- 3) 常勤以外の看護職員：「0人」23.8%、「1～10人未満」34.6%、「10～20人未満」17.7%、「20～30人未満」9.2%、「30～40人未満」4.6%、「40～50人未満」3.1%、「50人以上」4.2%
- 4) 正規職員のうち短時間勤務者：短時間勤務の雇用制度と人数：「導入している」47.9%、「0人」26.1%、「1人」18.0%、「2人」13.2%、「3～5人未満」13.3%、「5～10人未満」13.7%、「10～20人未満」8.1%、「20人以上」7.0%
- 5) 正規職員のうち産休・育休中の者：「0人」21.2%、「1人」17.3%、「2人」11.7%、「3～5人未満」13.8%、「5人以上」33.0%

## 結果概要

### 1. 看護職の夜勤・交代制勤務に関するガイドラインの認知状況

2013年3月に公表した「看護職の夜勤・交代制勤務に関するガイドライン」（以下、ガイドライン）について、調査を実施した2014年1～2月時点の病院単位の認知状況をみると、「知っている」と回答した病院が95.8%を占めており、「知らない」と回答した割合は2.7%にとどまる。なお、99床以下の小規模病院では「知らない」と回答した割合が5.3%となっている。【30頁、表IV-1】

本報告書では、日本看護協会が健康・安全・生活への影響を少なくする観点から提案した、夜勤・交代制勤務に関するガイドラインの勤務編成の基準について、その実施・検討状況を質問している。

なお、調査票では、基準3は「夜勤回数は、3交代制勤務は月8回以内を基本とする」、基準6は「休憩時間は夜勤の途中で1時間以上を確保する」にそれぞれ限定し、基準8は「夜勤後の休息について、2回連続夜勤後にはおおむね48時間以上を確保する」と「夜勤後の休息について、1回の夜勤後にはおおむね24時間以上を確保する」に分けて質問している。また、基準3および基準10は、三交代制・変則三交代制の病院に限定している。

#### 看護職の夜勤・交代制勤務ガイドラインの勤務編成の基準

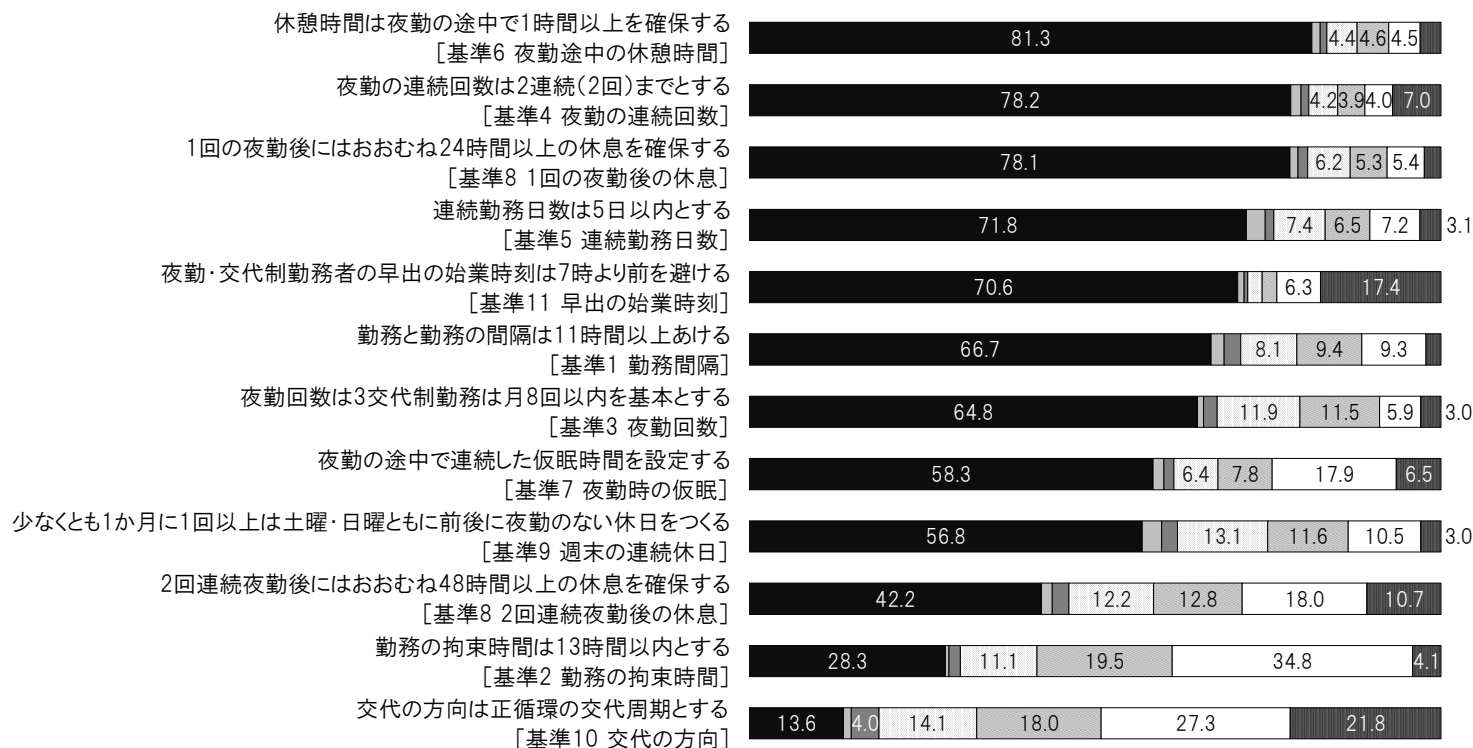
項目	基準
基準1 勤務間隔	勤務と勤務の間隔は11時間以上あける。
基準2 勤務の拘束時間	勤務の拘束時間は13時間以内とする。
基準3 夜勤回数	夜勤回数は、3交代制勤務は月8回以内を基本とし、それ以外の交代制勤務は労働時間などに応じた回数とする。
基準4 夜勤の連続回数	夜勤の連続回数は、2連続（2回）までとする。
基準5 連続勤務日数	連続勤務日数は5日以内とする。
基準6 休憩時間	休憩時間は夜勤の途中で1時間以上、日勤時は労働時間の長さや労働負荷に応じた時間数を確保する。
基準7 夜勤時の仮眠	夜勤の途中で連続した仮眠時間を設定する。
基準8 夜勤後の休息 (休日を含む)	夜勤後の休息について、2回連続夜勤後にはおおむね48時間以上を確保する。1回の夜勤後についてもおおむね24時間以上を確保することが望ましい。
基準9 週末の連続休日	少なくとも1か月に1回は土曜・日曜ともに前後に夜勤のない休日をつくる。
基準10 交代の方向	交代の方向は正循環の交代周期とする。
基準11 早出の始業時刻	夜勤・交代制勤務者の早出の始業時刻は7時より前を避ける。

## 2. ガイドラインの勤務編成の基準の実施・検討状況

### 1) 夜勤・交代制勤務の勤務形態に回答のある全病院の実施・検討状況

ガイドラインの勤務編成の基準の実施・検討状況について、病棟の夜勤・交代制勤務の勤務形態として、最も多くの看護職員に適用されている勤務形態に回答のある病院でみると、「ガイドライン公表以前から実施している」と回答した病院が多い基準は、「夜勤途中の休憩時間（基準6）」81.3%、「夜勤の連続回数（基準4）」78.2%、「1回の夜勤後の休息（基準8）」78.1%、「連続勤務日数（基準5）」71.8%、「早出の始業時刻（基準11）」70.6%で5項目が70%を超える。一方、公表以前より実施していた病院が少ない基準は、「交代の方向（基準10）」13.6%、「勤務の拘束時間（基準2）」28.3%、「2回連続夜勤後の休息（基準8）」42.2%である。【図1】【31～42頁、表IV-2-1）～12）】

【図1】ガイドラインの勤務編成の基準の実施・検討状況（n=3,456、基準3と基準10はn=1,013）

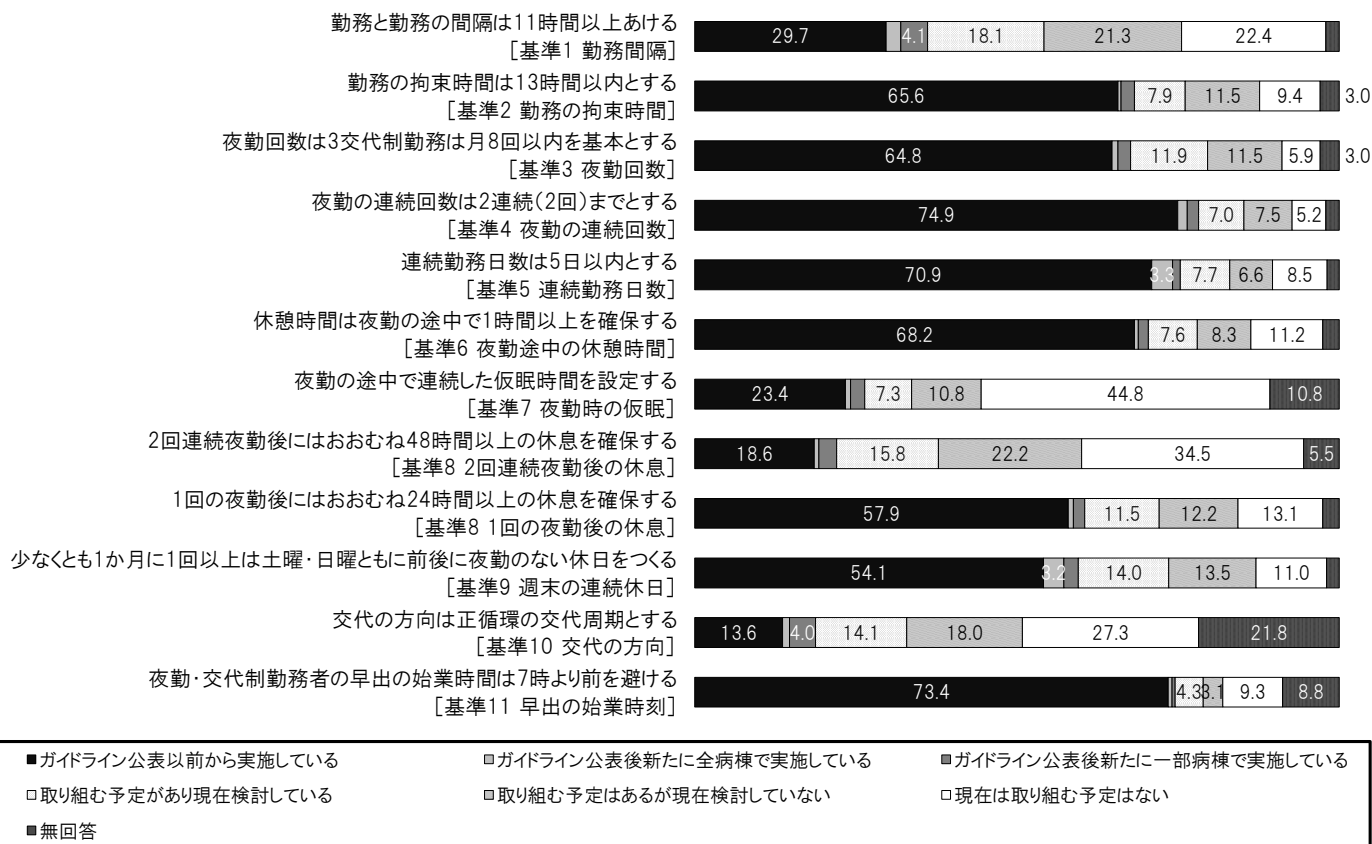


ガイドライン公表以前から実施している     
  ガイドライン公表後新たに全病棟で実施している     
  ガイドライン公表後新たに一部病棟で実施している  
 取り組む予定があり現在検討している     
  取り組む予定はあるが現在検討していない     
  現在は取り組む予定はない  
 無回答

## 2) 三交代制・変則三交代制の病院のガイドラインの勤務編成の基準の実施・検討状況

夜勤・交代制勤務の勤務形態で、三交代制、変則三交代制を適用している1,013病院について、勤務編成の基準の実施・検討状況をみると、「ガイドライン公表以前から実施している」と回答した病院の割合が70%を超える基準は、「夜勤の連続回数（基準4）」74.9%、「早出の始業時刻（基準11）」73.4%、「連続勤務日数（基準5）」70.9%である。一方、実施していた割合が半数以下にとどまる基準は、「交代の方向（基準10）」13.6%、「2回連続夜勤後の休息（基準8）」18.6%、「夜勤時の仮眠（基準7）」23.4%、「勤務間隔（基準1）」29.7%である。また、「取り組む予定があり現在検討している」と回答した病院の割合をみると、「勤務間隔（基準1）」18.1%、「2回連続夜勤後の休息（基準8）」15.8%、「交代の方向（基準10）」14.1%、「週末の連続休日（基準9）」14.0%が高い。【図2】【31～42頁、表IV-2-1）～12】

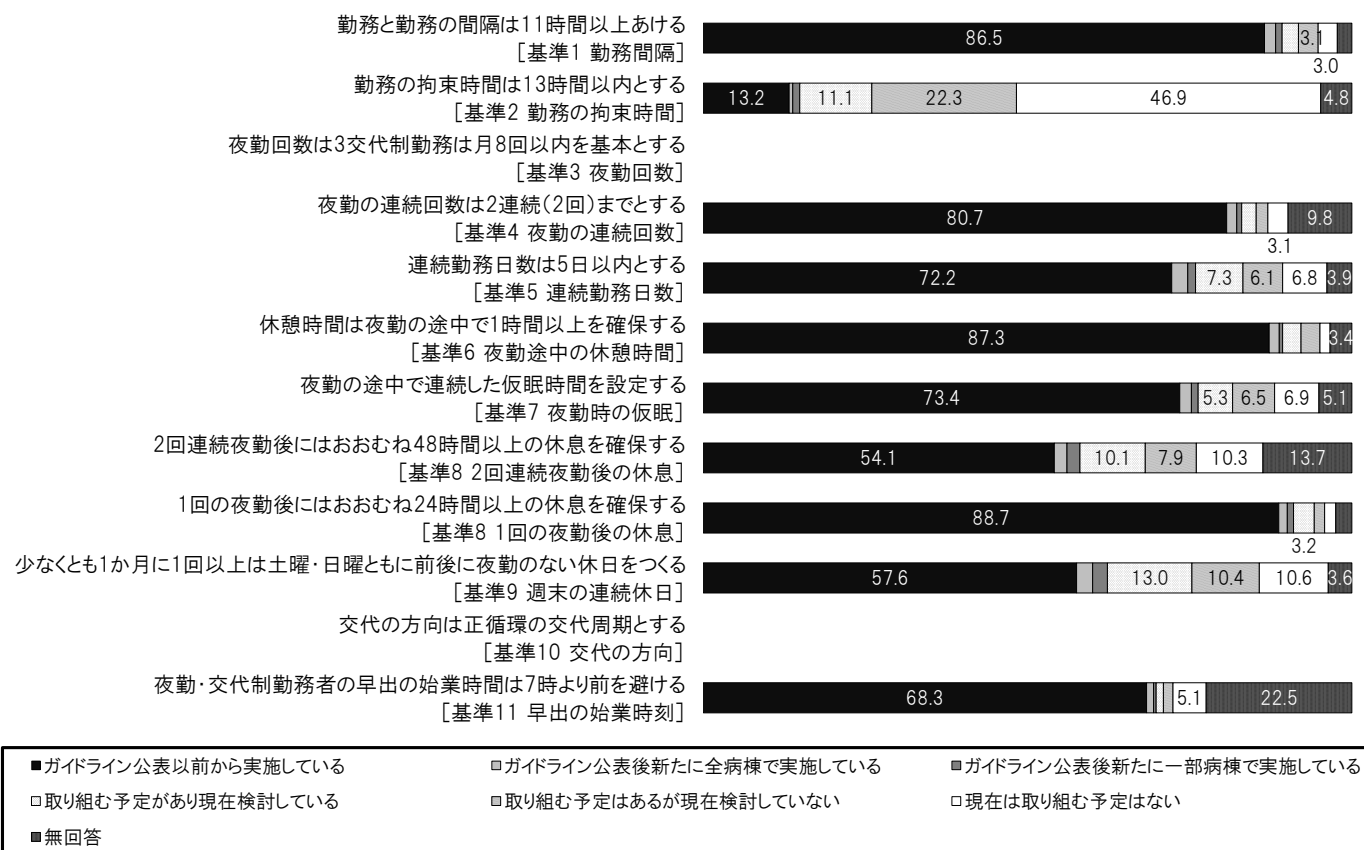
【図2】三交代制・変則三交代制の病院のガイドラインの勤務編成の基準の実施・検討状況（n=1,013）



### 3) 二交代制・変則二交代制の病院の実施・検討状況

夜勤・交代制勤務の勤務形態で、二交代制、変則二交代制を適用している2,229病院について、勤務編成の基準の実施・検討状況をみると、「ガイドライン公表以前から実施している」と回答した病院の割合が70%を超える基準は、「1回の夜勤後の休息（基準8）」88.7%、「夜勤途中の休憩時間（基準6）」87.3%、「勤務間隔（基準1）」86.5%、「夜勤の連続回数（基準4）」80.7%、「夜勤の途中で連続した仮眠時間を設定する（基準7）」73.4%、「連続勤務日数は5日以内とする（基準5）」72.2%である。一方、実施していた割合が半数以下にとどまる基準は、「勤務の拘束時間（基準2）」13.2%である。また、「取り組む予定があり現在検討している」と回答した病院の割合をみると、「週末の連続休日（基準9）」13.0%、「勤務の拘束時間（基準2）」11.1%、「2回連続夜勤後の休息（基準8）」10.1%が高い。【図3】【31～42頁、表IV-2-1）～12）】なお、基準3と基準10については、二交代制勤務の病院は対象としていない。

【図3】二交代制・変則二交代制の病院のガイドラインの勤務編成の基準の実施・検討状況（n=2,229）



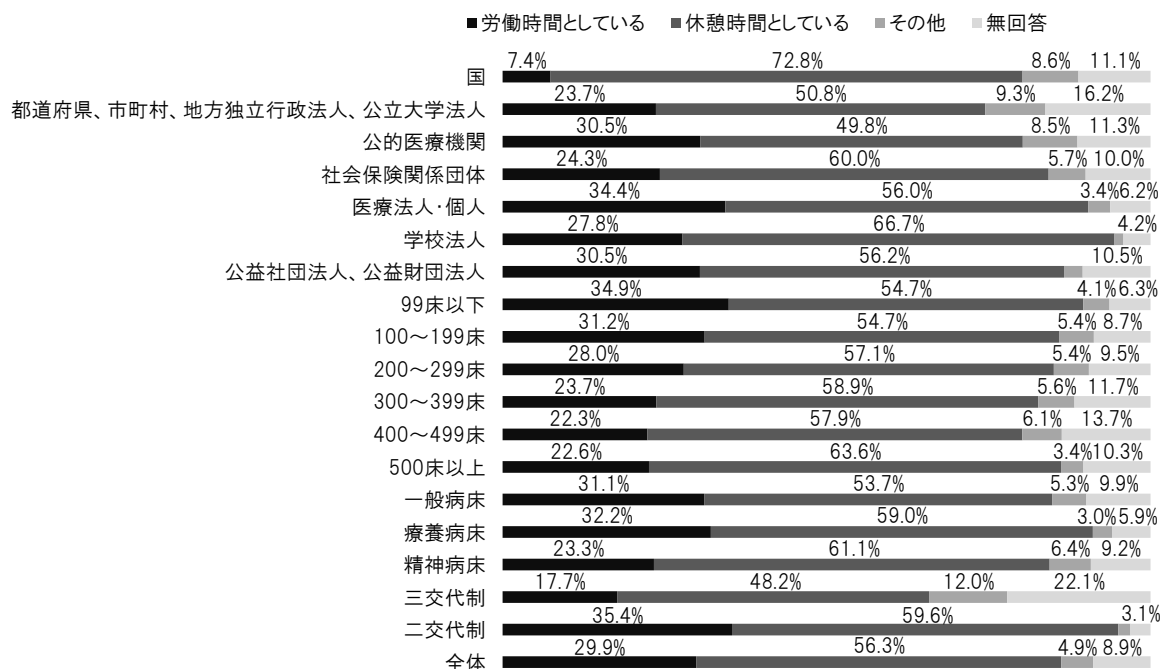
### 3) 夜勤中の仮眠時間の取り扱いと仮眠の環境

夜勤中の仮眠時間の取り扱いについて、労働時間あるいは休憩時間のいずれとしているかを質問した。

夜勤・交代制勤務の勤務形態に回答のある 3,456 病院のうち、「労働時間としている」29.9%に対して、「休憩時間としている」病院は 56.3%で半数を超える。【図 4】【23 頁、表Ⅲ-4】

夜勤中の仮眠の確保は夜勤者の疲労回復に有効であるだけでなく、安全な看護医療の確保にとっても重要である。仮眠時間の確保のためには、所定労働時間に含まれない「休憩時間」としてではなく、所定労働時間に含まれる「労働時間」として、夜勤中にまとまった仮眠時間を設定しても、勤務拘束時間の延長につながらないようにすることが望ましい。

【図 4】夜勤中の仮眠時間の取り扱い (n=3,456)



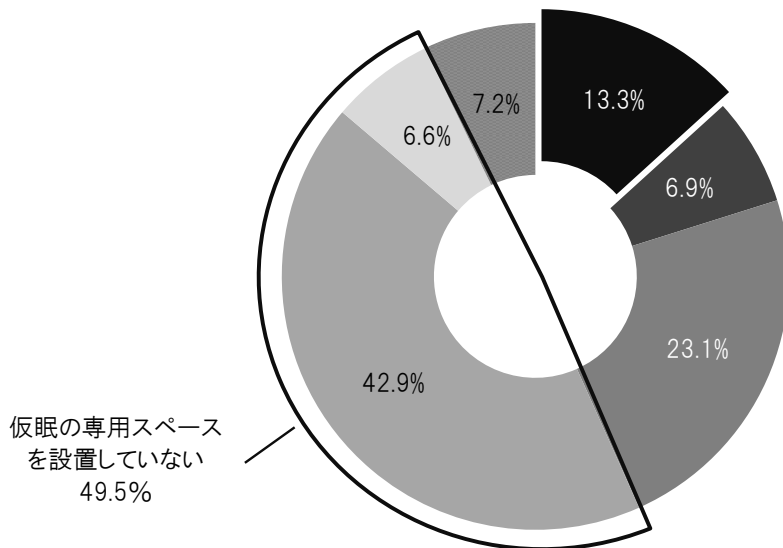
続いて、夜勤中の仮眠の環境をみると、「仮眠専用の個室が必要数ある」13.3%に対して、「仮眠専用スペースはないが横になれる場所がある」42.9%、「仮眠できる個室やスペース、場所はない」6.6%を合わせた割合は約半数(49.5%)である。

いずれの設置主体、病床規模別でも、「仮眠専用スペースはないが横になれる場所がある」が最も多く、効果的な仮眠の確保のための改善が課題である。

また、三交代制勤務、二交代制勤務の病院についてみると、「仮眠専用スペースはないが横になれる場所がある」と「仮眠できる個室やスペース、場所はない」を合わせた割合が50%前後である一方、「仮眠専用スペースがある」については、二交代制勤務の病院の28.1%に対して、三交代制勤務の病院では11.5%と低い。【図 5】【図 6】【24 頁、表Ⅲ-5】

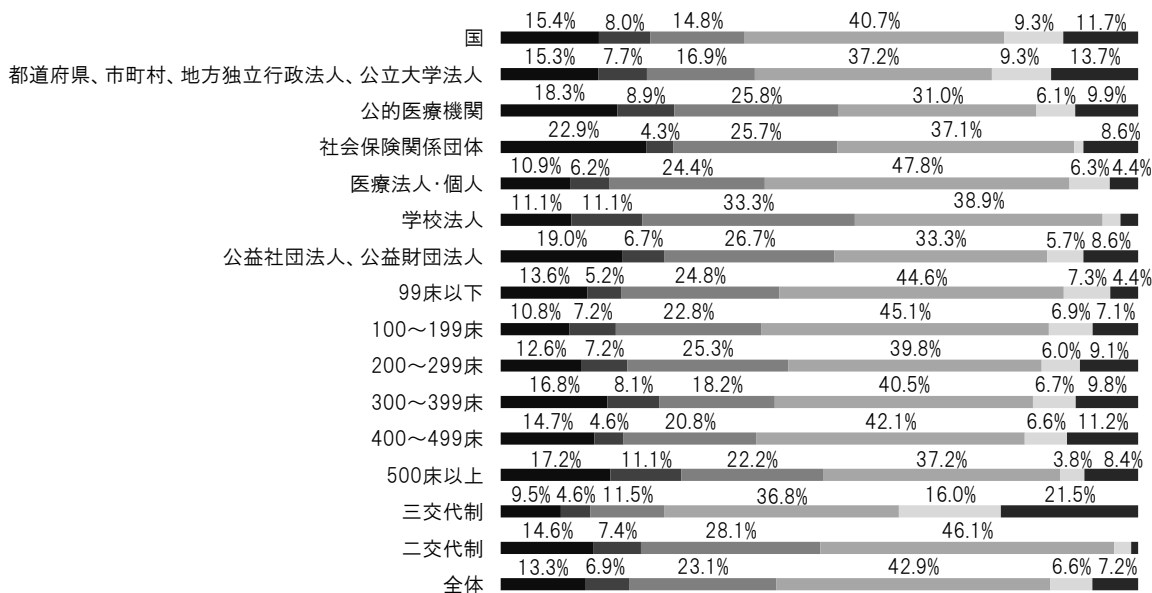
【図5】夜勤中の仮眠の環境 (n=3,456)

- 仮眠専用の個室が必要数ある
- 仮眠専用の個室はあるが必要数はない
- 仮眠専用スペースがある
- 仮眠専用スペースはないが横になれる場所がある
- 仮眠できる個室やスペース、場所はない
- 無回答



【図6】夜勤中の仮眠の環境（設置主体・病院規模・勤務形態別）(n=3,456)

- 仮眠専用の個室が必要数ある
- 仮眠専用の個室はあるが必要数はない
- 仮眠専用スペースがある
- 仮眠専用スペースはないが横になれる場所がある
- 仮眠できる個室やスペース、場所はない
- 無回答

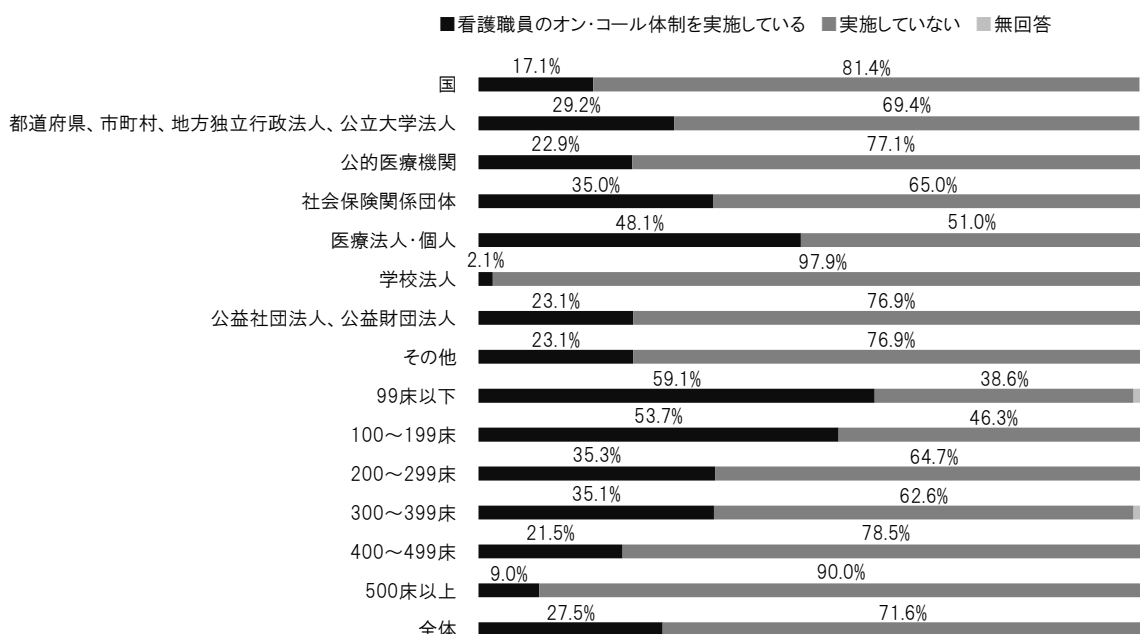


#### 4) 産科あるいは産科混合病棟に関する状況

調査に回答した 3,564 病院のうち、「産科あるいは産科混合病棟がある」と回答した病院は 633 病院、17.8%である。【27 頁、表Ⅲ-7-1)】

それらの病院を対象として、産科あるいは産科混合病棟における看護職員のオン・コール体制の有無をみると、「オン・コール体制を実施している」割合は 27.5%である。なお、「医療法人・個人病院」では 48.1%と高く、小規模病院ほど実施率は高くなっている。【図 7)【27 頁、表Ⅲ-7-2)】

【図 7】 オン・コール体制の実施の有無 (n=633)



#### 5) 病院としての腰痛予防への取り組みの状況

病院として腰痛予防に「取り組んでいる」38.1%、「取り組んでいない」60.9%で、取り組んでいる病院は 40%未満となっており、腰痛の予防、対策に取り組む病院の増加が課題である。なお、最も多い病床が療養病床である病院では 53.5%が取り組んでいる。【図 8)【72 頁、表Ⅸ-11-1)】

また、病院として腰痛予防に取り組んでいると回答した 1,359 病院について、取り組んでいる対策を複数回答でみると、「腰痛予防に関する教育・研修」62.8%が最も多く、次いで、「福祉機器や補助具の使用」52.8%、「休憩・小休止・休息」「腰痛予防体操」「腰痛健康診断」「作業前の体操」「作業標準（動作、姿勢、手順、時間等に関して策定されている標準的な作業内容）の策定」「その他」の順となっている。【73~74 頁、表Ⅸ-11-2)】

看護職が腰痛を抱えたまま業務を行うことにより、看護ケアを受ける患者の安全が妨げられ、提供できる看護の質の低下は働く意欲の低下にもつながる。

健康に働き続けられる職場づくりの観点から、組織として腰痛予防の対策に取り組むことが求められる。



【図8】腰痛予防への取り組みの状況（n=3,564）

